

R

令和 5年 3月 7日提出

第 1 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

| | | |
|----------|--|----|
| 第 65 号議案 | 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 11 号） | 3 |
| 第 66 号議案 | 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について | 7 |
| 第 67 号議案 | 浜松市根洗学園条例等の一部改正について | 9 |
| 第 68 号議案 | 浜松市国民健康保険条例の一部改正について | 15 |
| 第 69 号議案 | 工事請負契約締結について （遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事） | 17 |
| 諮 第 1 号 | 下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する 裁決について | 19 |

資 料

| | |
|---------------|----|
| 追加議案の参考資料 | 25 |
| 第 66 号議案の説明資料 | 27 |
| 第 67 号議案の説明資料 | 28 |
| 第 68 号議案の説明資料 | 29 |
| 第 69 号議案の説明資料 | 30 |
| 諮 第 1 号の説明資料 | 32 |

令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 4 年度浜松市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 3 月 7 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | |
|----------|-----------|------------------------------------|---|---------|
| | | | 千円 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 中山間地域振興費 (居住促進事業) | 3,169 | |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 農業振興費 (担い手育成支援事業) | 1,372 | |
| | 3 農地費 | 農業農村振興推進費 (農業農村施設維持管理事業) | 11,000 | |
| | 4 林業費 | 林業振興費 (林道等整備事業) | 5,500 | |
| 7 商工費 | 1 商工費 | 産業振興費 (中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業) | 980,000 | |
| 8 土木費 | 1 土木管理費 | 公共建築費 (公共建築物長寿命化推進事業、公共建築物耐震化推進事業) | 15,000 | |
| | 2 道路橋りょう費 | 道路企画費 | (交通安全施設等整備・修繕事業、市道整備事業、国県道整備事業、道路整備推進事業、三遠南信自動車道関連整備事業) | 241,990 |
| | | 道路保全費 | (道路維持修繕事業、道路防災事業、橋りょう耐震補強事業) | 392,900 |
| | 3 河川費 | 河川費 (河川改良事業、河川維持修繕事業) | 95,000 | |
| | 5 都市計画費 | 交通政策推進費 | (公共交通推進事業) | 24,743 |
| | | 市街地整備事業費 | (高塚駅北第二公共団体区画整理事業、浜北中央北地区公共施設整備事業、土地区画整理等調査事業) | 56,962 |
| | | 街路事業費 | (天竜川駅周辺整備事業) | 4,500 |
| | | 公園事業費 | (公園整備事業) | 51,101 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|---------|------------------------|-----------|
| 9 消防費 | 1 常備消防費 | 情報指令費 (消防情報通信ネットワーク事業) | 千円 990 |
| 11 災害復旧費 | 1 災害復旧費 | 土木施設災害復旧費 (土木施設災害復旧事業) | 30,000 |

第 66 号 議 案

令和 5年 3月 7日 提 出

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

浜松市社会福祉審議会条例（平成12年浜松市条例第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(所掌事務の特例)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事項を調査審議するため、法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に、当該各号に定める専門分科会を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉、母子家庭及び父子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項並びに<u>認定こども園法第25条に規定する事項</u></p> <p>児童福祉専門分科会</p> <p>2～8 (略)</p> | <p>(所掌事務の特例)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、同項に規定する事務を処理する。</u></p> <p>(専門分科会)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事項を調査審議するため、法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に、当該各号に定める専門分科会を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉、母子家庭及び父子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項、<u>認定こども園法第25条に規定する事項並びに子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項</u> 児童福祉専門分科会</p> <p>2～8 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 67 号 議 案

令和 5年 3月 7日 提 出

浜松市根洗学園条例等の一部改正について

浜松市根洗学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市根洗学園条例等の一部を改正する条例

(浜松市根洗学園条例の一部改正)

第1条 浜松市根洗学園条例(昭和49年浜松市条例第23号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(利用料金の納付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額(実費相当額に限る。)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(利用料金の納付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額(実費相当額に限る。)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市発達医療総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 浜松市発達医療総合福祉センター条例(平成4年浜松市条例第54号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(利用料金の納付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 短期入所を利用する者 障害者総合支</p> | <p>(利用料金の納付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 短期入所を利用する者 障害者総合支</p> |

| | |
|--|--|
| <p>援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額（実費相当額に限る。）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第 23 条 （略）</p> <p>2 利用料金は、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する通所特定費用の額（実費相当額に限る。）並びに同法第 24 条の 26 第 2 項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p> | <p>援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額（実費相当額に限る。）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第 23 条 （略）</p> <p>2 利用料金は、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する通所特定費用の額（実費相当額に限る。）並びに同法第 24 条の 26 第 2 項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 （略）</p> |
|--|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市浜北障害者生活介護施設光の園条例の一部改正）

第 3 条 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園条例（平成 17 年浜松市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（利用料金の納付）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 利用料金は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額（実費相当額に限る。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> | <p>（利用料金の納付）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 利用料金は、法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の額（実費相当額に限る。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。</p> |

3・4 (略)

3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立保育所条例の一部改正)

第4条 浜松市立保育所条例（昭和24年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (利用者の範囲) 第4条 保育所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども (2) 前条第2号に掲げる事業 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども (3)・(4) (略) | (利用者の範囲) 第4条 保育所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども (2) 前条第2号に掲げる事業 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども (3)・(4) (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立幼稚園条例の一部改正)

第5条 浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (利用者の範囲) 第4条 幼稚園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4 | (利用者の範囲) 第4条 幼稚園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) 前条第1号及び第4号に掲げる事業 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規 |

| | |
|---|---|
| <p>項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる事業 <u>法第19条</u> <u>第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる事業 <u>法第19条</u> <u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(3)・(4) (略)</p> |
|---|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 68 号 議 案

令和 5年 3月 7日 提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。 | (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。 |
| 2 (略) | 2 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

| 工事の名称 | 工事の概要 | 契約金額 | 契約方法 | 契約者住所氏名 |
|--|---|--------------|--|---|
| 遠州八幡停車場 歩道橋バリアフ リー化事業エレ ベーター等整備 工事 | <p>横断歩道橋工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設歩道橋撤去 ・ 新設歩道橋設置 2箇所 <p>橋脚耐震補強工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設橋脚 2箇所 <p>昇降機設備工（エレベーター2基）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事1式 ・ 電気設備工事1式 | 320,430,000円 | <p>制限付 一般競争 入札 (総合評 価方式)</p> | <p>浜松市中区 中央二丁目8番16 号 山平建設株式会社 代表取締役 山下 健介</p> |

下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について

浜松市下水道条例（昭和 37 年条例第 21 号）第 39 条に基づく下水道使用料の減免に係る決定についての審査請求に対して、別紙の裁決書案のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 2 項の規定により議会の意見を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

1 審査請求人

住所 浜松市浜北区

氏名 A 氏

2 審査請求の趣旨

浜松市水道事業及び下水道事業管理者が令和 4 年 9 月 9 日に審査請求人に対して行った浜松市下水道条例第 39 条の規定による下水道使用料の減免に係る決定の変更を求める。

3 判断

本件審査請求を棄却する。

別 紙

裁 決 書 案

審査請求人 浜松市浜北区
A氏

審査請求人が令和4年9月15日付けで請求した下水道使用料等減免決定に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり決定する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成24年8月10日、審査請求人は、浜北区福祉事務所長から生活保護開始決定を受けた。
- 2 令和4年2月16日、審査請求人は、公共下水道の使用を開始した。
- 3 令和4年8月17日、審査請求人は、浜北区福祉事務所を経由して、処分庁に対し、下水道使用料減免申請書を提出し、生活保護受給者であることを理由に、下水道設備工事完了時（令和4年2月16日）からの下水道使用料について減免申請を行った。
これに対し、処分庁は、令和4年9月9日、基本使用料相当額を減免すること、減免開始日を令和4年8月17日とすること、次回請求分以降減免額を差し引いて下水道使用料等を請求することを内容とする下水道使用料等減免決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和4年9月15日付けの審査請求書により、本件処分を不服として、下水道使用料の減免開始日を下水道の使用開始日に変更することを求める本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 下水道工事をしていたのは知っていたが、下水道使用開始日及び契約変更の告知がなかったため、下水道使用料減免申請をする機会を逃した。
- (2) 審査請求人の承諾もなく新たな契約が締結されたとするのは不利益変更であり、契約は無効とされるべきである。また、消費者契約法に基づき契約を取り消すことができる。
- (3) よって、本件処分を取り消し、下水道使用料の減免開始日を下水道の使用開始日に変更することを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、下水道法（昭和33年法律第79号）、浜松市下水道条例（昭和37年条例第21号。以下「条例」という。）、下水道条例施行規程（昭和43年浜松市下水道部管理規程第7号。以下「規程」という。）、及び、浜松市下水道使用料の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本件処分を行ったものである。
- (2) 条例第39条は、「公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料及び占用料を減免することができる。」としているところ、減免の適用日（減免開始日）をいつにするかについては、条例、規程及び要綱には定めがなく、管理者の合理的裁量に委ねられている。
- (3) 法制度上処分庁には、審査請求人の主張するような使用開始日を告知する義務はないこと、生活保護制度と下水道使用料の納付義務制度は全くの別制度であること及び申請書の送付を受けた日より前に遡及して減免を認めた場合における他の納付義務者との衡平を著しく損なうことを勘案すると、本件処分において、処分庁が、下水道使用料減免申請書の送付を受けた令和4年8月17日を適用日（減免開始日）としたことは、合理的裁量の範囲内であり、違法ないし不当な点はない。
- (4) よって、本件審査請求には理由がないから、請求を棄却する旨の裁決を求める。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 下水道使用料の徴収事務

下水道法第3条第1項は、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものと規定している。

また、下水道法第20条第1項は、公共下水道管理者（同法第3条第1項の規定により公共下水道を管理する者をいう。）は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」と規定している。

(2) 下水道使用料の算定

条例第14条第2項は、「使用者（排除する汚水が西遠浄化センターで処理される者に限る。）は、別表により汚水の排出量に従い算出した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から第31条第2項に規定する利用料金の額を減じた額を使用料として納めなければならない。」と規定している。

〔別表記載省略〕

(3) 下水道使用料の徴収方法

条例第18条は、使用料は、2月分を合わせて隔月に徴収すると規定している。

また、徴収の方法について、規程第16条は、「下水道使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により納付しなければならない。」と規定している。

(4) 下水道使用料の減免

ア 条例第39条は、「管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料及び占用料を減免することができる。」と規定している。

イ その具体的な適用について、要綱第3条第1項は、生活保護者を減免の対象となる使用者として定めるとともに、同条第2項は、生活保護者の減免の対象となる下水道使用料について、「第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料とする。ただし、生活保護者が生活のために使用した下水道使用料に限る。」と定めている。

また、要綱第4条第6号は、生活保護者の減免の内容について、「ア 条例第9条に規定する使用の開始又は再開の届出をしている生活保護者について、基本使用料について全額を免除することができる。」と規定している。

また、要綱第6条第1項は、減免の決定について、「管理者は、申請者から前条第1号又は第2号に規定する申請書を受けたときは、当該申請書等の内容その他必要な事項について審査し、下水道使用料の減免の可否を決定するものとする。この場合において、管理者は、減免の可否を決定した申請書に、下水道使用料減免審査結果通知書（第4号様式）により、次の事項を通知するものとする。(1)施設の場所(2)減免の可否及びその理由(3)適用日（決定日）(4)減免の内容(5)その他管理者が必要と認めた事項」と規定している。

2 本件処分について

- (1) 本件処分において、処分庁が減免申請書の送付を受けた令和4年8月17日を適用日（減免開始日）としたのに対し、審査請求人は、下水道に係る契約変更日、すなわち下水道の使用開始日である令和4年2月16日を適用日（減免開始日）とすべきと主張していることから、令和4年8月17日を適用日（減免開始日）

としたことが不当ないし違法かどうかを検討する。

- (2) 条例第39条が規定する使用料及び占用料の減免制度の趣旨は、下水道にかかる費用負担の公平を図るという下水道使用料制度の趣旨に照らしてもなお下水道使用料を納付させることが使用者にとって酷であると認められる場合に、政策的判断に基づき、減免申請に対してこれを減免することにより、当該使用者の経済生活の安定を図ることにある。

そして、条例第39条が、「公益上その他特別の事情があると認めるときは」使用料及び占用料を減免できるとだけ規定し、適用日その他の具体的な要件を定めていないのは、具体的にいかなる場合にどのような内容で減免を認めるかは、予算上の制約や社会経済事情など諸事情を踏まえた上で、管理者の政策的判断に基づく合理的な裁量に委ねるのが相当と考えられるためである。

- (3) 条例を受けて、要綱では、条例第39条の規定に基づく下水道使用料の減免について必要な事項が定められているが、要綱においても、適用日（減免開始日）をいつとするかについて明確な定めはなく、要綱第3条第2項第6号で、「第6条第1項により決定された適用日以降の下水道使用料」が減免の対象となる旨規定されているのみである。

- (4) この点、処分庁は、本件処分において、減免申請書の送付を受けた日を適用日とする決定をしている。

要綱第6条が、管理者は下水道使用料の「減免の可否を決定」して、「適用日（決定日）」を通知するものと定めていることからすると、減免の可否を決定した日をもって適用日（減免開始日）とする取扱いのようにも読めるが、ただ、減免申請書の提出を受けた後処分庁が決定を行うまでに時間を要した場合にその間の経済的負担を申請者に課すことになることを考慮すると、減免申請書の提出を受けた日をもって「適用日（決定日）」とすることが不当とはいえない。

- (5) さらに、多数の減免申請に対し、行政庁による恣意的な運用を防止し、客観性と公平性を確保する観点からすれば、特段の事情がない限り、減免申請書の送付を受けた日を適用日（減免開始日）として取り扱うことは、相当である。

- (6) 加えて、処分庁が使用者に対して下水道使用開始日を告知する法的義務はないこと、審査請求人は少なくとも下水道工事の事実を把握しており下水道の使用自体は認識していたことにも鑑みると、審査請求人が具体的な使用開始日を知らなかったとしても、これをもって下水道使用開始日を適用日（減免開始日）とすべき特段の事情があるとはいえない。

- (7) 上記のほか、審査請求人は、下水道使用開始日の告知も審査請求人の承諾もなく新たな契約が締結されたとするのは不利益変更であり契約は無効とされるべきである、また、消費者契約法により取り消すことができると主張するが、下水道の使用は契約に基づくものではないことから消費者契約法の適用はない。

(8) 以上より、処分庁が本件処分において、下水道使用料の減免の適用日を令和4年8月17日としたことは、違法ないし不当とはいえない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、一件記録から、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上より、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 浜松市長 鈴木 康友

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

追加議案の参考資料

第 65 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 11 号）

第 66 号議案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

この条例は、子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき処理する事務を浜松市社会福祉審議会の所掌事務に加えるものであります。

第 67 号議案 浜松市根洗学園条例等の一部改正について

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、引用条項及び字句の整理を行うものであります。

第 68 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について

この条例は、出産育児一時金の支給額を 4 2 万円から 5 0 万円に引き上げるものであります。

第 69 号議案 工事請負契約締結について

（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）

遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 3 億円以上の工事又は製造の請負とする。

諮 第 1 号 下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について

浜松市下水道条例第 3 9 条に基づく下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について、地方自治法第 2 2 9 条第 2 項の規定に基づき、意見を求めるものであります。

※ 浜松市下水道条例抄

第 3 9 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料及び占用料を減免することができる。

※ 地方自治法抄

第 2 2 9 条（略）

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法

であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定による子ども・子育て支援法の一部改正の施行日に合わせ、浜松市社会福祉審議会の所掌事務を明記するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 所掌事務の特例の追加（第 2 条の 2 関係）

浜松市社会福祉審議会に、子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき処理する事務に関する規定を新たに設けるものです。

2 児童福祉専門分科会の調査審議する事項の追加（第 6 条関係）

児童福祉専門分科会の調査審議する事項として、子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項各号に掲げる事項を追加するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市根洗学園条例等の一部改正について

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定による児童福祉法等の一部改正に伴い、引用条項及び字句の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市根洗学園条例

(1) 第 9 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

2 浜松市発達医療総合福祉センター条例

(1) 第 13 条第 2 項第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるものです。

(2) 第 23 条第 2 項中 2 箇所の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

3 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園条例

(1) 第 9 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改めるものです。

4 浜松市立保育所条例

(1) 第 4 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改めるものです。

(2) 第 4 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改めるものです。

5 浜松市立幼稚園条例

(1) 第 4 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改めるものです。

(2) 第 4 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）が令和 5 年 2 月 1 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産における出産育児一時金の支給額を 8 万円引き上げることとなりました。

国民健康保険についても令和 5 年 4 月 1 日以降の出産における出産育児一時金支給額について、8 万円引き上げることから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

令和 5 年 4 月 1 日以降の出産における出産育児一時金の支給額を 42 万円から 8 万円引き上げ、50 万円とするものです。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例によるものです。

工事請負契約締結について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）

(提案理由)

公共交通の利用促進及び鉄道利用者の利便性・安全性の向上を図るため、遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

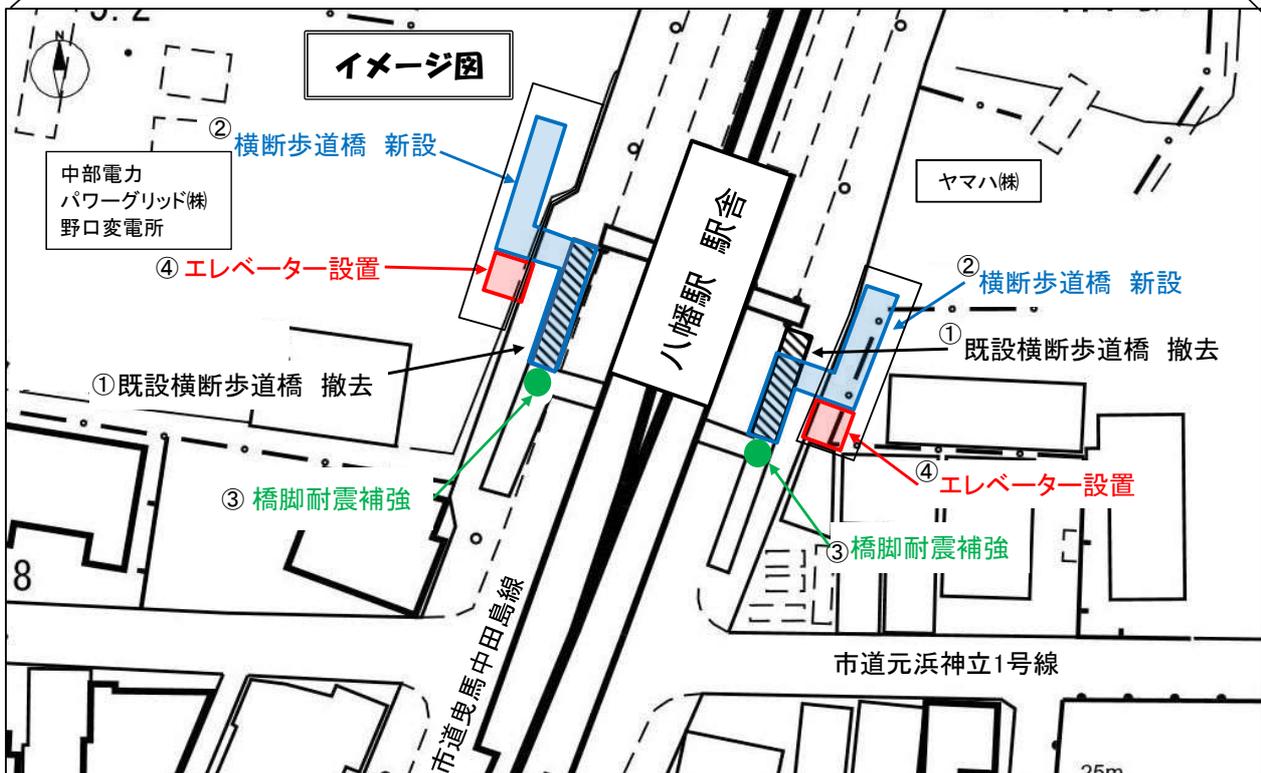
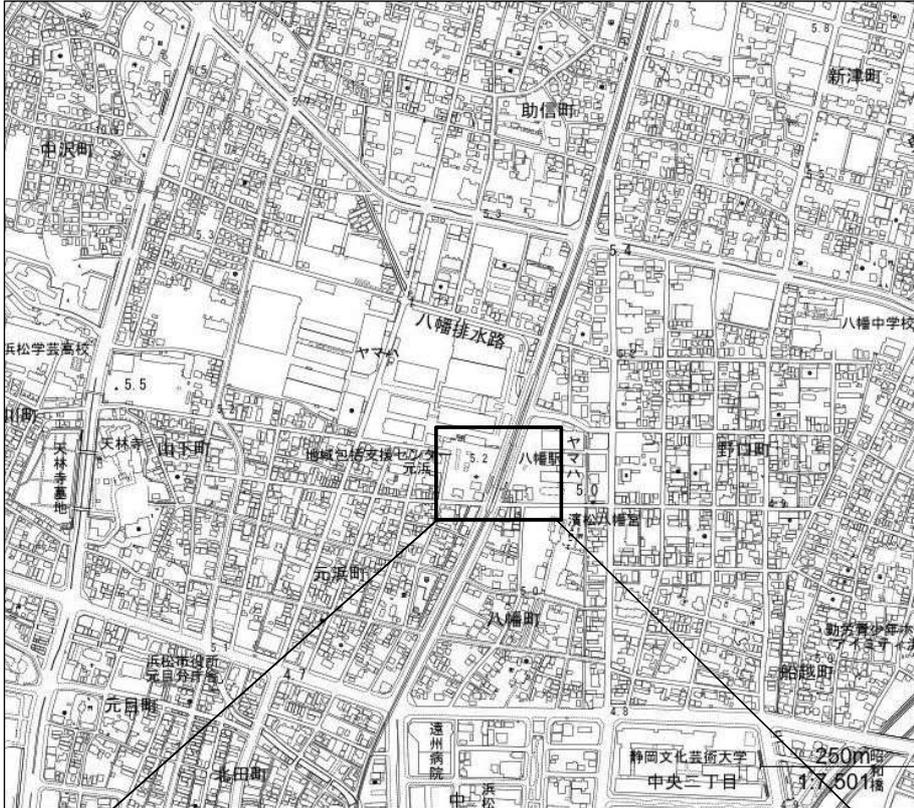
工事箇所 浜松市中区八幡町地内
工事内容 横断歩道橋工 既設歩道橋撤去・新設歩道橋設置 2箇所
橋脚耐震補強工 既設橋脚 2箇所
昇降機設備工 エレベーター 2基
建築・電気設備 1式

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和6年3月22日まで

| 工事の名称 | 工事の概要 | 契約金額 | 契約方法 | 契約者住所氏名 |
|--------------------------------|---|--------------|-------------------------------|---|
| 遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事 | 横断歩道橋工 ①既設歩道橋撤去 ②新設歩道橋設置 2箇所 ③橋脚耐震補強工 ・既設橋脚 2箇所 ④昇降機設備工(エレベーター2基) ・建築工事1式 ・電気設備工事1式 | 320,430,000円 | 制限付 一般競争 入札 (総合評価方式) | 浜松市中区 中央二丁目8番16号 山平建設株式会社 代表取締役 山下 健介 |

(位置図)



(諮第1号の説明資料)

上下水道総務課

下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について

(提案理由)

浜松市下水道条例（昭和37年条例第21号）第39条に基づく下水道基本使用料の減免に係る決定についての審査請求に対する裁決について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により議会の意見を求めるものです。

(審査請求人)

住所 浜松市浜北区
氏名 A氏

(事案の概要)

生活保護受給者である審査請求人が、令和4年8月17日に、使用中の下水道の使用料に関し、生活保護受給を理由とし、使用を始めた日（同年2月16日）を減免の適用開始日とする減免申請をしたものについて、処分庁が減免申請受付日（同年8月17日）を減免の適用開始日とした減免決定を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、下水道の使用を始めた日（同年2月16日）を減免の適用開始日とするよう減免決定を変更することを求め審査請求をしているものです。

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 令和4年2月16日 | 審査請求人による下水道の使用開始 |
| 同年8月17日 | 審査請求人による下水道使用料の減免申請を、処分庁において受け付け |
| 同年9月 9日 | 処分庁による減免の適用日を8月17日とする減免決定 |
| 同年9月15日 | 審査請求人による審査請求 |

(審査請求の趣旨)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者が令和4年9月9日に審査請求人に対して行った浜松市下水道条例第39条の規定による下水道使用料の減免に係る決定の減免開始日を下水道の使用開始日に変更することを求めるものです。

その主な理由は次の2点です。

- 1 下水道工事をしていたのは知っていたが、下水道使用開始日及び契約変更の告知がなかったため、下水道使用料減免申請をする機会を逃した。
- 2 審査請求人の承諾もなく新たな契約が締結されたとするのは不利益変更であり、契約は無効とされるべきである。また、消費者契約法に基づき契約を取り消すことができる。

(判断)

下水道基本使用料の減免に係る決定について不当又は違法な点はなく、本件審査請求を棄却するものです。

その主な理由は次の2点です。

- 1 行政庁による恣意的な運用を防止し客観性と公平性を確保する観点から、減免申請を受けた日を減免開始日として取り扱うことは相当であり、また、審査請求人が下水道工事の事実を把握し下水道の使用自体は認識していたことを鑑みると、下水道使用開始日を減免開始日とすべき特段の事情があるとはいえない。
- 2 下水道の使用は、私法上の契約に基づくものではないことから、消費者契約法の適用はない。